

令和6年度第3回四街道市国民健康保険運営協議会 次第

日 時 令和7年2月18日(火)

午後1時～

場 所 四街道市保健センター3階大会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 諮問

4. 議題

(1) 令和7年度四街道市国民健康保険特別会計予算(案)の概要について

【資料1、参考資料1】

(2) 令和7年度四街道市国民健康保険事業計画(案)について【資料2】

(3) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について(諮問事項)

【資料3-1、3-2】

5. その他

6. 閉 会

令和7年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(単位：千円)

歳入 (当初予算)	6年度	7年度	対前年度比	
			増減	(%)
1 国民健康保険税	1,897,931	1,850,812	△ 47,119	△ 2.5
2 国庫支出金	1	1	0	0.0
3 県支出金	5,995,443	5,884,516	△ 110,927	△ 1.9
4 繰入金	560,513	550,758	△ 9,755	△ 1.7
一般会計繰入金	560,513	550,758	△ 9,755	△ 1.7
保険基盤安定(保険税軽減分)	289,505	249,537	△ 39,968	△ 13.8
保険基盤安定(保険者支援分)	129,724	166,888	37,164	28.6
未就学児均等割繰入金	5,806	5,817	11	0.2
職員給与費等	53,404	63,127	9,723	18.2
出産育児一時金等	18,000	17,000	△ 1,000	△ 5.6
産前産後保険税繰入金	1,073	1,046	△ 27	△ 2.5
国保財政安定化支援	28,007	17,520	△ 10,487	△ 37.4
その他	34,994	29,823	△ 5,171	△ 14.8
国保財政調整基金繰入金	0	0	0	—
5 繰越金	1	1	0	0.0
6 諸収入	21,011	21,012	1	0.0
合 計	8,474,900	8,307,100	△ 167,800	△ 2.0

(単位：千円)

歳出 (当初予算)	6年度	7年度	対前年度比	
			増減	(%)
1 総務費	54,587	63,997	9,410	17.2
2 保険給付費	5,915,621	5,806,523	△ 109,098	△ 1.8
3 国民健康保険事業費納付金	2,405,250	2,343,452	△ 61,798	△ 2.6
4 保健事業費	85,240	78,926	△ 6,314	△ 7.4
5 公債費	1	1	0	0.0
6 諸支出金	11,201	11,201	0	0.0
7 予備費	3,000	3,000	0	0.0
合 計	8,474,900	8,307,100	△ 167,800	△ 2.0

(単位：世帯・人)

世帯数・被保険者数	3年度	4年度	5年度	6年度 (12月末)	7年度 (見込み)
世帯数	12,452	11,895	11,402	11,009	10,194
一般被保険者数	19,050	17,913	16,980	16,201	15,722

(単位：%)

国保税徴収率	3年度	4年度	5年度	6年度 (12月末)	7年度 (見込み)
現年課税分	91.4	91.7	91.6	65.7	91.5
滞納繰越分	19.7	20.8	21.3	14.8	19.4

(単位：千円)

国保財政調整基金	5年度決算 (積立後)	6年度末 (見込み)	7年取崩額 (当初予算)
	90,373	47,091	0

令和7年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳入)

(単位：千円)

項目		概 要	6 年度	7 年度	比較
国民健康保険税	一般被保険者	国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分から構成されています。	1,897,931	1,850,812	△ 47,119
	小 計		1,897,931	1,850,812	△ 47,119
国庫支出金		災害等に伴う国民健康保険税の減免及び療養の給付に係る一部負担金の免除の特例措置に対する補助金です。現段階では補助金の対象となるものはありませんが、補助金の対象となる事業に対応するため予算計上しております。	1	1	0
県支出金	保険給付費等交付金（普通交付金）	普通交付金は市町村が支払う保険給付費に応じて都道府県が費用の全額を国費や市町村からの事業費納付金などを財源とする交付金です。	5,882,520	5,774,922	△ 107,598
	保険給付費等交付金（特別交付金）	保険者努力支援制度交付金として交付されており、保険者（市）における医療費適正化や、医療保険加入者の予防・健康づくりの推進などの保健事業等に対する取り組み状況の評価により交付されるものです。	37,173	42,156	4,983
	特別調整交付金（市町村分）	特別な事情による財政負担の増加等に対して交付されるものです。	8,064	7,299	△ 765
	都道府県繰入金	都道府県内の市町村の特殊な事情に応じた調整のために活用される繰入金で、「医療費適正化に関する事業」、「保険料（税）適正賦課および収納率に関する事業」等県が指定する事業項目の取り組みを評価して交付されるものです。	48,841	44,869	△ 3,972
	特定健康診査等負担金	特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る経費のうち国・県がそれぞれ1/3相当額を負担するもので、県から国負担分を合わせた2/3相当額を交付されるものです。	18,845	15,270	△ 3,575
	小 計		5,995,443	5,884,516	△ 110,927
繰入金	保険基盤安定（保険税軽減分）	低所得者に対する保険税軽減相当額を、公費で補てんする（負担割合：都道府県3/4、市町村1/4）一般会計からの繰入金です。	289,505	249,537	△ 39,968
	保険基盤安定（保険者支援分）	保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を公費で補てんすることにより、低所得者を多く抱える市町村を支援する（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）一般会計からの繰入金です。	129,724	166,888	37,164
	未就学児均等割	未就学児均等割の5割軽減相当額を、公費で補てんする（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）一般会計からの繰入金です。	5,806	5,817	11
	職員給与と費等	電算処理に要する経費および資格確認書などの郵送料等、国民健康保険事業における事務費に係る繰入金です。	53,404	63,127	9,723
	出産育児一時金等	国の地方財政計画において、一般会計から出産育児一時金の2/3に相当する額を繰り入れる制度となっています。	18,000	17,000	△ 1,000
	産前産後保険税	出産被保険者の産前産後期間の保険税軽減相当額を、公費で補てんする（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）一般会計からの繰入金です。	1,073	1,046	△ 27

令和7年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳入)

(単位：千円)

項 目		概 要	6 年 度	7 年 度	比 較
繰入金	国保財政安定化支援	保険者の責めに帰することができない特別な事情（「高齢者が多いこと」「低所得者が多いこと」）などに着目して繰り入れられるものです。	28,007	17,520	△ 10,487
	その他	国民健康保険法に定めはありませんが、市町村の判断により繰り入れられるものです。	34,994	29,823	△ 5,171
	国保財政調整基金繰入金	国民健康保険事業財政調整基金から国民健康保険特別会計に繰り入れるものです。国民健康保険税及び交付金等で歳出を賄いきれない時に繰り入れます。	0	0	0
	小 計		560,513	550,758	△ 9,755
繰越金		前年度からの繰越金です。前年度の余剰金が確定していないため、最低限の予算としています。	1	1	0
諸収入	一般被保険者延滞金	納期限後に納付された国民健康保険税に係る延滞金です。	18,000	18,000	0
	一般被保険者加算金	偽りその他不正の手段により保険給付を受けた場合の返還金に係る加算金です。	1	1	0
	一般被保険者第三者納付金	第三者行為（交通事故等）による損害賠償金です。	2,000	2,000	0
	一般被保険者返納金	国民健康保険の資格喪失後に受診した保険給付費の返納金です。	1,000	1,000	0
	雑入	会計年度任用職員の雇用保険料等を見込んでいます。	10	11	1
	小 計		21,011	21,012	1
歳 入 合 計			8,474,900	8,307,100	△ 167,800

令和7年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳出)

(単位：千円)

	事業名	概要	6年度	7年度	比較
総務費	内部管理事業	国民健康保険事業の運営に係る事務的経費で、資格確認書等の発送、資格・給付を管理するための電算処理事務やレセプト点検、海外療養費再翻訳等の委託を行います。	28,065	35,462	7,397
	連合会負担金事業	国民健康保険事務を円滑に実施するため、千葉県国民健康保険団体連合会の運営費として均等割負担金と事務費割負担金を支出するものです。	2,406	2,298	△ 108
	国保税賦課徴収事業	国民健康保険税の適正な賦課徴収に関する各種通知及び、収納状況等を管理するための電算処理業務並びに収納業務を行います。	23,845	25,963	2,118
	国保運営協議会事業	国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、医療や被保険者等の代表で組織した国保運営協議会を開催します。 ・開催予定回数 3回	271	274	3
	小 計		54,587	63,997	9,410
保険給付費	一般被保険者療養給付費事業	一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。	5,073,360	4,925,718	△ 147,642
	一般被保険者療養費事業	一般被保険者が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。	43,300	41,365	△ 1,935
	審査支払手数料事業	診療報酬明細書等の審査に要する手数料を支出します。	12,352	18,000	5,648
	一般被保険者高額療養費事業	一般被保険者の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。	752,537	788,814	36,277
	一般被保険者高額介護合算療養費事業	一般被保険者の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。	726	780	54
	一般被保険者移送費事業	一般被保険者が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。	246	246	0
	出産育児一時金事業	被保険者の出産に対し、出産育児一時金50万円を支給します。 ・支給予定件数 51件	27,000	25,500	△ 1,500
	葬祭費支給事業	被保険者の死亡により葬祭を行った者に、葬祭費5万円を支給します。 ・支給予定件数 120件	6,000	6,000	0
	傷病手当金支給事業	国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、もしくは発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。（令和5年5月7日までが対象となり、請求期間は2年間のため、令和7年度予算まで計上）	100	100	0
	小 計		5,915,621	5,806,523	△ 109,098

令和7年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳 出)

(単位：千円)

	事 業 名	概 要	6 年 度	7 年 度	比 較
国民健康保険事業費納付金	一般被保険者医療給付費分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、一般被保険者医療給付費分として支出します。	1, 585, 014	1, 556, 244	△ 28, 770
	退職被保険者等医療給付費分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、退職被保険者等医療給付費分として支出します。	507	0	△ 507
	一般被保険者後期高齢者支援金等分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、一般被保険者後期高齢者支援金等分として支出します。	611, 491	582, 708	△ 28, 783
	介護納付金分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、介護納付金分として支出します。	208, 238	204, 500	△ 3, 738
	小 計		2, 405, 250	2, 343, 452	△ 61, 798
保健事業費	保健事業費一般事業	医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品利用差額通知や医療費通知、糖尿病性腎症重症化予防事業、被保険者の疾病の早期発見に役立てるための人間ドック受検費用の助成を行います。 <u>また、市民の方からのご意見等や印刷管内の市の動向を踏まえ、令和7年度から人間ドックの補助率を見直すとともに脳ドック受検費用の助成を導入します。</u> ・人間ドック助成予定件数 上限2万5千円×950件 ・脳ドック助成予定件数 上限1万5千円×80件 ・医療費通知送付予定件数 17,400通×2回 ・ジェネリック医薬品利用差額通知送付予定件数 500通×2回 ・糖尿病性腎症重症化予防指導対象者 5人	33, 674	30, 413	△ 3, 261
	特定健康診査等事業	40歳以上の被保険者に対し、メタボリックシンドローム等生活習慣病を中心とした疾病予防を目的とする特定健康診査・保健指導を行います。 ・集団健診受診予定者数 22日間 2,300人 ・個別健診受診予定者数 4～12月 1,100人 <u>また、より多くの対象者の方に興味を持っていただき、受診いただけるようインセンティブの取組として抽選によるクオカードの配布を実施します。</u> ・「健康第一キャンペーン」 1,000円分、600人限定 ・「みんなで受けよう健診キャンペーン」 500円分、500人限定	51, 566	48, 513	△ 3, 053
	小 計		85, 240	78, 926	△ 6, 314

令和7年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳出)

(単位：千円)

			(単位：千円)		
	事 業 名	概 要	6 年 度	7 年 度	比 較
公債費	公債費	国民健康保険特別会計の歳計現金に不足が生じた場合に運用する一時借入金利子の償還金です。	1	1	0
	小 計		1	1	0
諸支出金	一般被保険者保険税還付金	過年度に賦課し納税された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。	10,000	10,000	0
	償還金	前年度の国庫支出金等に超過交付額が生じた場合に、その額を返還します。	1,000	1,000	0
	一般被保険者保険税還付加算金	納税された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税の還付金に係る加算金です。	200	200	0
	延滞金	千葉県国民健康保険団体連合会等に対し、支払が遅れた場合に支払います。	1	1	0
	小 計		11,201	11,201	0
予備費	予備費		3,000	3,000	0
	小 計		3,000	3,000	0
歳 出 合 計			8,474,900	8,307,100	△ 167,800

国民健康保険特別会計
令和 10 年度までの財政推移見込み
(令和 7 年度当初予算時点)

参考資料1

(単位：千円)

歳 入	令和 6 年度※	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
1 国民健康保険税	1,867,428	1,850,812	1,801,644	1,762,463	1,730,039
2 国庫支出金	1,592	1	1	1	1
3 県支出金	6,007,517	5,884,516	5,843,870	5,803,509	5,763,431
4 一般会計繰入金	531,171	550,758	537,053	523,955	511,365
5 国保財政調整基金繰入金	43,282	0	0	0	0
6 繰越金	1	1	1	1	1
7 諸収入	18,011	21,012	21,012	21,012	21,012
合計	8,469,002	8,307,100	8,203,581	8,110,941	8,025,849

(単位：千円)

歳 出	令和 6 年度※	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
1 総務費	56,017	63,997	63,997	63,997	63,997
2 保険給付費	5,915,621	5,806,523	5,765,877	5,725,516	5,685,438
1 人当たりの保険給付費	355	369	376	383	389
3 国民健康保険事業費納付金	2,405,250	2,343,452	2,284,710	2,233,898	2,190,292
1 人当たりの事業費納付金	144	149	149	149	150
4 保健事業費	71,664	78,926	74,795	73,328	71,920
5 公債費	1	1	1	1	1
6 諸支出金	17,449	11,201	11,201	11,201	11,201
7 予備費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
合計	8,469,002	8,307,100	8,203,581	8,110,941	8,025,849

(単位：千円/人)

基 金/被保険者数	令和 6 年度※	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
国保財政調整基金残高	47,091	47,091	47,091	47,091	47,091
被保険者数	16,201	15,722	15,327	14,952	14,628

※令和 6 年度について、予算は 3 月補正後、被保険者数は令和 6 年 12 月時点に記載。

・歳入歳出ともに、令和 6 年度は令和 7 年 3 月補正予算額、令和 7 年度は当初予算額を記載。

・令和 8 年度以降について

仮定条件

(被保険者数：令和 7 年度当初予算時の県推計値(15,722 人)基準とし、以降については被用者保険の拡大等は不明確であるため含めず、後期高齢者医療保険制度移行予定者分の約 2%の減少を見込む。)

歳入

「1 国民健康保険税」…収納率は令和 7 年度の 91.46%を使用し、被保険者数の見込みを乗じる。

「3 県支出金」…各年度の保険給付費(毎年度約 0.7%減)を見込み、保険給付費以外の部分は令和 7 年度と同額を見込む。

「4 一般会計繰入金」…被保険者数の減少率及び保健事業費の減少率を見込む。

「2 国庫支出金、6 繰越金、7 諸収入」…令和 7 年度当初予算と同額を見込む。

歳出

「2 保険給付費」…令和 7 年度当初予算の直近 3 年間(令和 5～7 年度)の傾向から毎年度約 $\Delta 0.7\%$ を見込む。

「3 国民健康保険事業費納付金」…令和 7 年度に県から示された 1 人当たりの納付金試算結果に直近 3 年間の(令和 5～7 年度)の減少率約 $\Delta 0.2\%$ と被保険者数の見込みを乗じる。

「4 保健事業費」…特定健康診査等事業について対象者数の減少分 $\Delta 4\%$ を見込む。

「1 総務費、5 公債費、6 諸支出金、7 予備費」…令和 7 年度当初予算と同額を見込む。

国保財政調整基金残高

令和 7 年度以降、歳入で歳出で賄える予算見込みであるため、令和 6 年度 3 月補正後と同額を見込む。

令和 7 年度 四街道市国民健康保険事業計画(案)

1. 基本方針

国民健康保険事業は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持増進に大きく寄与し、市民生活を支える重要な役割を担っている。

当市の状況として、後期高齢者医療保険制度への移行、被用者保険の適用拡大などによる被保険者数の減少に伴い、保険税収入の増収が見込めない一方、被保険者の高齢化と医療技術の高度化により、一人当たり医療給付費の増加が続いている。このような背景のもと、国保財政の責任主体である千葉県から令和 7 年度の事業費納付金と標準保険料（税）率が示され、令和 7 年度の保険税率については、財政調整基金の残高状況などを鑑み、県から示された標準保険料（税）率に沿う形に改正することとした。

事業運営において、重要な役割を担う徴収分野では、口座振替による国民健康保険税の納付を原則とし、過年度分の国民健康保険税については、総務部収税課と連携し、徴収業務を効率的に行い、引き続き収納率向上を図る。

保健事業では、令和 6 年 3 月に策定した第 3 期四街道市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、特定健康診査や特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施するとともに、脳ドック費用助成の導入や未受診者に対する更なる対策などを行い、被保険者の健康保持増進及び将来の医療給付費の減少に努めていく。

2. 主な事業

- (1) 適用適正化対策の推進
- (2) 国保税収納率向上対策の推進
- (3) 医療費適正化対策の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 普及啓発の推進

3. 具体的な対応策

(1) 適用適正化対策の推進

① 被保険者資格の適正化〈毎月〉

社会保険に加入している可能性がある被保険者に対し、届出勧奨及び職権による資格喪失処理を行う。

② 居所不明被保険者の実態調査〈3 月〉

各種郵送物が送致不能となった者（居所不明者）を把握した場合、住民基本台帳担当課と連携し、住民登録や被保険者資格の適正化を図る。

③ 適用適正化月間における集中調査の実施〈1 1 月〉

擬制世帯等[※]の被保険者について、社会保険に加入できる可能性があることなどを記載した調査票を送付するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。

[※]… 国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯

(2) 国保税収納率向上対策の推進

① 収納体制の整備〈通年〉

国保税の収納業務について、総務部収税課と緊密に連携し、納税状況の改善が見られない者に対して財産調査を実施し、その結果により差押を行うほか、生活困窮者と判断される者には執行停止措置を講じるなどの対応を実施する。

② 滞納整理の実施〈通年〉

滞納者に対し、督促状、年2回の催告書送付のほか、市税等収納向上対策の一環として、年4回の休日（4月、7月、10月、2月）に納税相談や納付書送付などの納付勧奨を行うとともに、分納不履行者へ催告や戸別訪問を実施する。

また、滞納者へのきめ細やかな対応を目的として、電話による催告を自動で行えるシステムの導入に向けた準備を行う。

③ 口座振替の推進〈通年〉

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレットなどを活用し、国民健康保険税は原則口座振替納付であることを周知する。また、常時加入手続き時に原則口座振替納付であることを案内し、ペイジー口座振替受付サービスによる口座振替登録を活用する。

(3) 医療費適正化対策の推進

① レセプト点検の充実〈毎月〉

医療機関等のレセプト（診療報酬明細書）や柔道整復施術療養費・あはき（あん摩マッサージ・はり・きゅう）療養費の支給申請書の内容や資格を千葉県国保連合会の審査とは別に、市においても審査（点検）を行う。

② 医療費通知〈1月、3月〉

医療費の適正化を図るため、被保険者が受診した際の保険者（四街道市国民健康保険）の負担額を被保険者に通知することにより、重複・頻回受診の抑止を図るとともに、通院日数や一部負担額などについても通知することで、医療機関等の医療給付費の不正受給の防止を図る。

③ ジェネリック医薬品利用の促進

〈啓発品の配布：通年、差額に関する通知の発送：8月、2月〉

ジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品を希望する意思を示せるカードケースを配布したり、ジェネリック医薬品への切り替えが可能と思われる対象者には、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を通知する。

④ 第三者行為による給付に対する求償〈7月、11月、3月〉

交通事故等の第三者（加害者）から受けた傷害などの治療費は、原則して第三者（加害者）が負担すべきものであることから、交通事故等の第三者行為の届出があったものについては、加害者側に適正に求償を行う。

また、第三者行為が疑われるレセプトが抽出された場合、対象者に負傷原因の調査を行うことで第三者行為の発見に繋げる。

(4) 保健事業の推進

① 特定健康診査・特定保健指導の推進〈通年〉

生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣を改善するため、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第4期特定健康診査等実施計画に基づき、受診勧奨などの受診率を高める取組みを行いながら、特定健康診査・特定保健指導を実施する。

② 特定健康診査受診者へのインセンティブの取組〈2月予定〉【新規・単年】

近年、特定健康診査の受診率の低迷が続いているため、より多くの方に受診いただけるよう受診者に対して抽選によりクオカードを配布する。

・「健康第一キャンペーン」 1,000円分、600人限定

・「みんなで受けよう健診キャンペーン」 500円分、500人限定

③ 短期人間ドック受検費用の助成〈通年〉【補助率改正】

脳ドック受検費用の助成〈通年〉【新規】

生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の10分の5に相当する額の助成（最大25,000円）を行う。

「市民の声」及び印旛管内の全ての市が導入済みであることを踏まえ、令和7年度から脳ドック受検について、費用の10分の5に相当する額の助成（最大15,000円）を行う。

④ 保健指導の推進〈通年〉

健康増進課や地区医師会・歯科医師会などの関係各所と連携し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムや糖尿病と令和6年度に開始した歯周病に着目した歯科受診勧奨などの健康づくりに関わる事業を行う。

歯科受診勧奨 令和7年度対象見込者 130人

(令和6年度対象者 130人、アンケート回答回収 45人)

⑤ みなし健診事業の推進〈通年〉【新規】

特定健診受診率向上のため、医療機関等で特定健診と同様の検査を受けた場合、結果を提供いただくことで、特定健診を受診したものとみなす事業を開始する。医療機関等に依頼をし、受診勧奨に協力いただく。

(5) 普及啓発の推進〈通年〉

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、疾病予防などについての周知を行う。

国保年金課窓口にあるデジタルサイネージを活用し、特定健診や歯科口腔保健などの普及啓発を図る。

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

資料3-1

① 賦課限度額の改正

後期高齢者支援金等分については、地方税法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額を現在の**22万円**から**24万円**に改正します。

② 現在の保険税率及び改正案

		現在の税率 (6年度改正)	確定係数 (速報)	改正案 (100円未満切上げ)	賦課限度額
医療分	所得割	7.96%	8.06%	8.06%	65万円
	均等割	19,700円	21,094円	21,100円	
	平等割	21,700円	22,048円	22,100円	
支援金分	所得割	2.28%	2.18%	2.18%	22万円 →24万円
	均等割	19,300円	18,946円	19,000円	
介護分	所得割	2.20%	2.19%	2.19%	17万円
	均等割	17,600円	17,285円	17,300円	

③ モデルケース

1. 40代夫婦、子ども2人の計4人

給与収入400万円 所得276万円		医療分	支援金分	介護分	年税額合計	1人1月当たり の負担額 +81円
	令和6年度	285,900円	130,300円	86,400円	502,600円	
	令和7年度	294,200円	126,700円	85,600円	506,500円	
	比較(R6→R7)	8,300円	-3,600円	-800円	3,900円	

2割軽減 給与収入300万円 所得202万円		医療分	支援金分	介護分	年税額合計	1人1月当たり の負担額 +67円
	令和6年度	206,900円	98,000円	63,100円	368,000円	
	令和7年度	213,300円	95,400円	62,500円	371,200円	
	比較(R6→R7)	6,400円	-2,600円	-600円	3,200円	

5割軽減 給与収入200万円 所得132万円		医療分	支援金分	介護分	年税額合計	1人1月当たり の負担額 +44円
	令和6年度	121,000円	58,800円	37,100円	216,900円	
	令和7年度	124,900円	57,400円	36,700円	219,000円	
	比較(R6→R7)	3,900円	-1,400円	-400円	2,100円	

7割軽減 給与収入50万円 所得 0円		医療分	支援金分	介護分	年税額合計	1人1月当たり の負担額 +27円
	令和6年度	30,100円	23,100円	10,500円	63,700円	
	令和7年度	31,900円	22,800円	10,300円	65,000円	
	比較(R6→R7)	1,800円	-300円	-200円	1,300円	

2. 40代1人世帯

給与収入300万円 所得202万円		医療分	支援金分	介護分	年税額合計	1人1月当たり の負担額 +92円
	令和6年度	167,900円	55,500円	52,500円	275,900円	
	令和7年度	171,300円	53,600円	52,100円	277,000円	
	比較(R6→R7)	3,400円	-1,900円	-400円	1,100円	

3. 40歳未満1人世帯

給与収入300万円 所得202万円		医療分	支援金分	介護分	年税額合計	1人1月当たり の負担額 +125円
	令和6年度	167,900円	55,500円	0円	223,400円	
	令和7年度	171,300円	53,600円	0円	224,900円	
	比較(R6→R7)	3,400円	-1,900円	0円	1,500円	

4. 年金収入 夫婦2人世帯

年金収入300万円 所得190万円		医療分	支援金分	介護分	年税額合計	1人1月当たり の負担額 +104円
	令和6年度	178,100円	72,100円	0円	250,200円	
	令和7年度	182,700円	70,000円	0円	252,700円	
	比較(R6→R7)	4,600円	-2,100円	0円	2,500円	

四街道市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
(課税額) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.06</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>21,100円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)	(課税額) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.96</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第21条第1項において同じ。）以外の世帯 22,100円

(2) 特定世帯 11,050円

(3) 特定継続世帯 16,575円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.18を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について19,000円とする。

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第21条第1項において同じ。）以外の世帯 21,700円

(2) 特定世帯 10,850円

(3) 特定継続世帯 16,275円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.28を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について19,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.19を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について17,300円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について17,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ

いて同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,770円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,470円

（イ） 特定世帯 7,735円

（ウ） 特定継続世帯 11,603円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13,300円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,110円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保

いて同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13,790円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,190円

（イ） 特定世帯 7,595円

（ウ） 特定継続世帯 11,393円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13,510円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,320円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保

険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について10,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,050円

(イ) 特定世帯 5,525円

(ウ) 特定継続世帯 8,288円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,500円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,650円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び

険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,850円

(イ) 特定世帯 5,425円

(ウ) 特定継続世帯 8,138円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,650円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,800円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び

特定同一世帯所属者 1 人につき54万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について4,220円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,420円

（イ） 特定世帯 2,210円

（ウ） 特定継続世帯 3,315円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について3,800円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について3,460円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

特定同一世帯所属者 1 人につき54万 5 千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について3,940円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,340円

（イ） 特定世帯 2,170円

（ウ） 特定継続世帯 3,255円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について3,860円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について3,520円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,165円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5,275円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 8,440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,550円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,850円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 4,750円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 7,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,500円

3 (略)

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 2,955円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 4,925円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 7,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,850円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,895円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 4,825円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 7,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,650円

3 (略)